

〔英国政府からの第1回の情報〕

CDPA 1988 第52条の廃止の件（1）

弁理士 牛 木 理 一

私は、今回、ステークホルダーに与えられた最初の情報についてだけを、ここにお知らせすることにします。詳細な紹介は、本文を読んだ後にします。

(1) 英国政府の今回の変更の効果は、古い美術作品に著作権をもたすことになるでしょう。これは、主に、工業的に製品化されて25年以上経過した美術作品に対して良い効果を与えることとなります。例えば、ある家具に著作権保護の資格を与えることができたり、壁紙に製作された視覚的作品に影響を与える、と示唆されています。英国政府は、協議が実務上に影響するかも知れない問題点についての情報を、さらに要求しています。

(2) 変更が効力を発揮した時、その結果、権利所有者がその作品を許諾することができたり、複製を禁止することができるでしょう。著作権者でない者やその被許諾者は、法的に許諾を求めたり、著作権者に対し、複製のための許諾を求める必要があるでしょう。

(3) 政府は、廃止の効果を2018年4月6日から執ろうとしています。

(4) 協議は、提案している推移期間が、関係団体にとっては公正で妥当かどうかの見解を求めています。また、3年間の推移期間の影響の証拠と他の選択肢についての証拠、即ち2015年4月に発足して6か月又は5年間についての証拠を求めています。廃止の政策は、この協議の範疇外の問題です。

(5) 文書は、英国政府の [website](https://www.gov.uk/government/consultations/transitional-provisions-for-the-repeal-of-section-52-of-the-cdpa) から入手することができます。

<https://www.gov.uk/government/consultations/transitional-provisions-for-the-repeal-of-section-52-of-the-cdpa>

(6) 協議に対する回答は、2014年10月27日が期限です。

(7) 政府は、協議内容について議論する会合を次のとおり開きます。

- ① デザイナー及び権利者・実施業者の会合（10月8日午後2時）
 - ② 製造業者、輸入業者、美術作品の複製品の販売者の会合（10月9日午後3時）
 - ③ 美術作品の2D複製の使用者又は創作者の会合（10月10日午後3時）
- これらの会合は、知的財産庁において1～1.5時間位行われます。